国土交通省東北地方整備局
Tohoku Regional Development Bureau
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

記者発表資料

令和５年１０月５日
東北地方整備局
福島河川国道事務所

国道4号　伊達拡幅（福島県伊達郡国見町）
夜間　断続通行止めのお知らせ

国道４号　伊達拡幅の工事（４車線拡幅工事）において、横断歩道橋施工のため、令和５年１１月１日（水）夜間に「断続通行止め」を実施します。
通行される皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い致します。

＜規制日時＞
令和５年１１月１日（水）２２：００～翌２：００
断続通行止め（１回あたり約１５分の全面通行止めを３回程度）
※予備日：１１月２日（木）、１１月３日（金）　上記同時刻。

＜場　　所＞　国道４号　伊達拡幅　（別添詳細）
福島県伊達郡国見町森山　地内
（国見町立県北中学校～国見パーキングまで）

＜迂 回 路＞　別添に示す迂回路の利用をお願い致します。
※お急ぎの方は、県道３２０号線と県道３２１号線をご利用ください

【記者発表先】：福島県政記者クラブ、福島市政記者クラブ

＜問い合わせ先＞

国土交通省　東北地方整備局　福島河川国道事務所
電話　024-546-4331(代表)
副 所 長(道路)　伊藤（いとう）　英和（ひでかず）(内線 205)
工務第二課長　荒谷（あらや）　義成（よしなり）(内線 411)

国道4号　伊達拡幅（福島県伊達郡国見町）
夜間　断続通行止めのお知らせ

国道４号　伊達拡幅の工事（４車線拡幅工事）において、横断歩道橋設置のため、
令和５年１１月１日(水)夜間に「断続通行止め」を実施します。
※緊急車両は通行可能です。
通行される皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い致します。

規制期間：令和5年11月1日(水)　22時00分～翌2:00
※予備日　１１月２日（木）、１１月３日（金）
規制内容：断続通行止め
（１回あたり約１５分の全面通行止めを３回程度）
※緊急車両は通行可能です
（迂回路下記参照）
場　　所：国道４号　福島県伊達郡国見町森山　地内



★通行止めを行う時間帯は、上記迂回路の利用をお願い致します。
■規制情報は福島河川国道事務所のホームページからもご覧いただけます。
http://www.thr.mlit.go.jp/fukushima

【問い合わせ先】

国土交通省	福島河川国道事務所	工務第二課	024-539-6126
国土交通省	福島河川国道事務所	福島国道維持出張所	024-546-0524
日本道路交通情報センター（福島）			050-3369-6607